



テレビ、エアコンなど、家電リサイクル法により処分方法が決められている「家電4品目」は、市で収集しません。  
今月号では、その処分方法について、詳しく見ていきます。

## 家電リサイクル法とは？

家電4品目から有用な部品や材料を取り出し、資源の有効利用を推進するための法律です。家電メーカーには製品の回収と再資源化を、**市民には費用負担**が義務付けられており、以下の製品が対象となります。



- テレビ
- エアコン
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

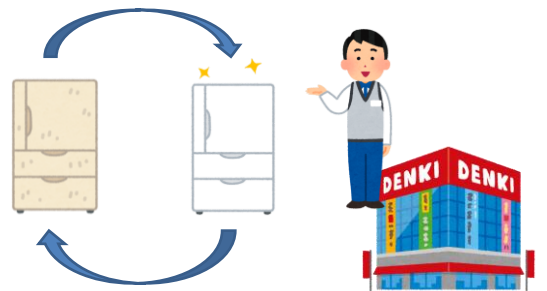
家電4品目には、鉄、銅、アルミなど、多くの資源が含まれています。



## 出し方

### ① 買替時に引き取ってもらう

新しい製品を購入する時に、販売店に引き取ってもらうことができます。



### ② 引取場所まで自分で持ち込む

家電4品目を指定引取場所に持ち込むことができます。

持込の際は**家電リサイクル券**※と一緒に持ち込んでください。

※郵便局でリサイクル料金を支払うと、家電リサイクル券がもらえます。製品によりリサイクル料金が異なりますので、メーカー・サイズ等を控えておきましょう。

【指定引取場所】

(有)北修

住所：岡山町12-47

電話：35-1684

ファミリーマート  
岩見沢岡山町店



### 3 自宅まで回収に来てもらう

収集運搬許可を受けている事業者に回収してもらうことができます。



石塚商事(有)	TEL : 23-9838
(有)岩見沢古紙資源センター	TEL : 25-0391
北清いわみざわ(株)	TEL : 35-5228

**NEW**

**インターネットから予約できます！**

**最短翌日から回収可能**

市と協定を締結している【リネットジャパンリサイクル(株)】が運営するWEBサイトから申し込むことができます。申込後、事業者が希望の日時に伺います。



**ReNet.jp**  
recycle

**電話でも  
予約OK！**

SG-ARK事務局

TEL:0570-056-006 (通話料無料、対応可能時間10:00~17:00)

※「市のお知らせを見た」と伝えてください。



## 不法投棄は犯罪です

不法投棄は、資源が適正に処理されないだけでなく、環境汚染などの問題を引き起こしますので、非常に厳しい罰則が設けられています。

不法投棄は絶対にせず、適正に処理しましょう。



資源回収ボックスにも出せません。

**5年以下の懲役** もしくは  
**1,000万円以下の罰金** または **その両方**



**チェック** ✓

**Think ECO** の  
バックナンバーを見ることができます！



【家庭ごみに関するお問い合わせ先】  
市役所 市民環境部 廃棄物対策課 ☎ : (代表) 0126-23-4111 (内線2141、2142、2143)  
(直通) 0126-35-4395